

仕様書

1 総則

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）において発注する「高圧空気圧縮機 1 式点検整備」について適用する。

2 件名

高圧空気圧縮機 1 式点検整備

3 整備品目・規格・数量

品目：高圧空気圧縮機

規格：東亜潜水機株式会社製 Y S - 8 5 型

数量：1 台

※付属品等含む

4 履行期限

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）

5 履行場所

釧路海上保安部 巡視船えりも

郵便番号 0 8 5 - 0 0 2 2

住 所 北海道釧路市南浜町 5 番 9 号

電話番号 0 1 5 4 - 2 3 - 3 2 8 4

6 作業要領

（1）機器取り外し・搬送

釧路海上保安部巡視船えりもが着岸する岸壁において、巡視船えりもから機器を取り外し、高圧空気圧縮機を請負者指定の工場へ搬送すること。

なお、搬送の際、機器に損傷を与えぬような梱包等必要な措置を講じること。

また、機器の取り外しについては、以下の期間内に行うこと。

・令和 7 年 9 月 8 日から同月 1 2 日までの間

（2）点検作業

下記のとおり点検作業を実施すること。なお、作業時において新たな不具合箇所が発見された場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。

- ① 高圧空気圧縮機の分解・清掃・整備・塗装（エポキシ系プライマー及びウレタン樹脂塗装 3 回塗り）を実施すること。

② 安全弁及び圧力計検査を実施すること。

③ 経年劣化した部品を交換すること。なお、交換部品は、すべて純正部品または同等以上の品質を有するものとして、交換した部品リストを検査職員へ提出すること。

④ 組み立て後、昇圧試験及び気密試験を実施すること。

(3) 検査、試験、試運転については、請負業者工場において実施することとし、上記結果を書類にて検査職員へ提出すること。

(4) 全ての点検整備作業終了後、巡視船えりもへ搬送し、設置のうえ試運転を行い、状態を確認すること。

なお、機器の設置については、以下①または②記載の期間内に行うこと。

① 令和7年11月4日から同月7日までの間

② 令和7年11月10日から同月14日までの間

(5) 本契約によりに発生した撤去部品等は、法令に従い請負業者の負担で処理すること。

(6) 点検作業完了時から起算して1年の間に生じた不具合については、請負業者が無償で保証を行うこと。

7 検査

履行完了にあたっては、当庁検査職員の検査を受けること。

8 その他

(1) 本件履行に必要な車両、機器等は全て請負者により準備すること。

(2) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義を生じた場合は、当庁担当職員と協議しその指示に従うこと。

(3) 支払いについては履行完了後、一括払いとし、第一管区海上保安本部経理補給部長あて請求すること。

(4) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を支出負担行為担当官に提出し、承認を得ること。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。